

令和4年度佐伯市社会福祉法人指導監査実施要領

1 基本方針

社会福祉法人（以下「法人」という。）に対する指導監査（以下「監査」という。）は、関係法令及び厚生労働省通知等による法人の運営、事業経営についての監査事項について監査を行うとともに、運営全般について積極的に助言及び指導を行うことによって、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図ることを目的とする。

2 監査の実施項目

本年度の一般監査は、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について(通知)」(平成29年4月27日付け雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知 最終改正：令和4年3月14日)別紙「指導監査ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)」を基準とし、また、前回の監査結果等を踏まえ、実施する。

3 監査の実施方法等

(1) 実施回数

ア 一般監査は、実地において行うものとし、以下のいずれも満たす法人については、3年に1回とする。

(ア) 法人の運営について、社会福祉法及び関係法令・通知等（法人に係るものに限る。）に照らし、特に大きな問題が認められない。

(イ) 法人が経営する施設及び法人の行う事業について、施設基準・運営費や報酬の請求等に大きな問題が認められない。

イ さらに、アの（ア）及び（イ）に関して問題が認められない法人が、会計監査人による監査等の支援を受け、会計監査人の作成する会計監査報告等が次の各号に該当する場合にあっては、佐伯市が毎年度法人から提出される報告書類を勘案の上、当該法人の財務の状況の透明性及び適正性並びに当該法人の経営組織の整備及びその適切な運用が確保されていると判断するときは、一般監査の実施の時期を、各号に掲げる周期まで延長することができる。

(ア) 法第36条第2項及び法第37条の規定に基づき会計監査人を設置している法人において、法第45条の19第1項及び社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号。以下「規則」という。）第2条の30の規定に基づき作成される会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）

が記載された場合 5年に1回

(イ) 会計監査人を設置していない法人において、法第45条の19の規定による会計監査人による監査に準ずる監査（会計監査人を設置せずに、法人と公認会計士又は監査法人との間で締結する契約に基づき行われる監査であって、会計監査人による監査と同等のものと考えられる監査。以下同じ。）が実施され、当該監査の際に作成された会計監査報告に、「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合 5年に1回

(ウ) 公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（以下「専門家」という。）による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けた法人において、専門家が当該支援を踏まえて作成する書類として別に定めるものが提出された場合 4年に1回

ウ アの規定にかかわらず、アの（ア）、（イ）に掲げる事項について問題が認められない法人のうちイに掲げる場合に該当しない法人において、苦情解決への取組が適切に行われ、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、良質かつ適切な福祉サービスの提供に努めていると佐伯市が判断するときは、一般監査の実施の周期を4年に1回まで延長することができる。

(ア) 福祉サービス第三者評価事業を受審し、その結果について公表を行い、サービスの質の向上に努めていること（一部の経営施設のみ福祉サービス第三者評価を受審している場合においては、法人全体の受審状況を勘案して判断する。）又はISO9001認証取得施設を有していること。

(イ) 地域社会に開かれた事業運営が行われていること（例えば、福祉関係養成校等の研修生の受入れ又は介護相談員の受入れに加え、ボランティアの受入れや地域との交流が積極的に行われていること等。）。

(ウ) 地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいること。

エ 新たに設立された法人に対する一般監査については、原則として、設立年度又は次年度において、当該法人の設立後すみやかに実施する。

オ 法人の運営等に関する問題が発生した場合や、毎年度法人から提出される報告書類の内容から当該法人の運営状況に問題があると認められる場合については、実施計画にかかわらず、必要に応じて指導監査を実施する等適切に対応する。

(2) 監査の通知

監査の実施にあたっては、原則として、当該法人に対して実施日の1か月前までに通知するものとし、併せて実施日の2週間前までに指導監査資料の提出を求めるものとする。

(3) 監査班の編成

社会福祉課の職員及び必要に応じて関係事業課職員をもって編成し、編成された班には、その都度班長を置く。

(4) 監査結果の処置

ア 監査結果の講評については、当該法人の理事長及び監事並びに関係者の出席を求めて行う。

イ 監査結果における重要事項については、速やかに福祉保健部長及び社会福祉課長に口頭報告を行う。

ウ 改善措置を必要とする事項については、その内容及び具体的改善方法等を市長名で文書により当該法人の理事長に速やかに通知し、期限(約1か月)を付して、その改善結果を求める。

4 確認調査

改善結果等については、関係書類等に基づき確実に点検するとともに、必要に応じて改善状況の確認調査を行う。

附 則

この要領は、令和4年4月7日から施行する。